

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱, 実施要領改正 (令和5年度当初予算～)
について

令和5年9月
地域交通課

1. 概要

令和5年度当初予算～における「エリア一括協定運行事業等」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正を行う。

2. 要綱構成・改正内容

- ・ エリア一括協定運行事業 【本則第 18 条の 3】
- ・ 補助対象事業者 【本則第 18 条の 3】
- ・ 補助対象期間 【本則第 18 条の 4】
- ・ 補助対象事業の基準 【本則第 18 条の 5、別表 10 の 2～10 の 5】
- ・ 地域公共交通計画、認定地域公共交通利便増進実施計画 【本則第 18 条の 6】
- ・ 地域公共交通計画等の申請規定 【本則第 18 条の 7～第 18 条の 13】
- ・ 補助金の交付決定及び学の確定 【本則第 18 条の 11】
- ・ 補助対象期間の初年度の特例 【本則第 18 条の 14】
- ・ 車両購入に係る規定 【第 3 節及び第 4 節、別表 11～13】
- ・ エリア一括協定運行調査事業 【第 147 条～第 150 条、別表 33】
- ・ 経過措置 【附則第 2 条】

3. 要領構成・改正内容

- ・ エリア一括協定運行事業における旧補助系統との同一性について規定 【2. (1) ⑭】
- ・ 2 期目のエリア一括協定運行事業に係る交付額の算出方法について規定 【2. (1) ⑮】